

令和 8 年 4 月 22 日
農林水産部食品・流通課

山菜の放射性物質の検査結果について

(4月22日検査分)

県内で採取された山菜について、放射性物質検査を行った結果は、以下のとおりでした。

(検査機関：(一社) 県央研究所)

(単位：ベクレル/kg)

| | 品目 | 産地 | 放射性セシウム | | |
|-------------------|-------|------|------------------|---------|-----|
| | | | セシウム134 | セシウム137 | 計 |
| 1 | こしあぶら | 十日町市 | 検出されず (3.0未満) | 21.3 | 21 |
| 食品衛生法の規格基準 (一般食品) | | | | | 100 |

注1 カッコ内の数値(「〇未満」の〇)は、検出限界値※です。

表中の「検出されず」という表記は、検出限界値が〇ベクレル/kgの測定で、放射性物質が検出されなかったことを意味します。

セシウム134とセシウム137の合計は、3桁目を四捨五入し、有効数字2桁で記載しています。

※ 検出限界値とは…測定において検出できる最小値であり、放射性物質の測定では、同じ機器で測定しても、検体毎に検出限界値は変動します。

注2 食品衛生法の規格基準を下回っているため、食用にしても支障ありません。

< 山菜の生態等に関する問い合わせ先 >
農林水産部林政課
電話 025-280-5326
内線 3028

< この記載事項に関する問い合わせ先 >
農林水産部食品・流通課
電話 025-280-5304
内線 2942